様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年 9月18日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）だいはつきゅうしゅうかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 ダイハツ九州株式会社  （ふりがな）ひの　かつひろ  （法人の場合）代表者の氏名 日野　克浩  住所　〒879-0107  大分県 中津市 大字昭和新田１番地  法人番号　4320001011084  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進 | | 公表日 | ①　2025年 9月18日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ  　https://www.daihatsu-kyushu.co.jp/company/dx/  　トップメッセージ | | 記載内容抜粋 | ①　少子高齢化の進行により、製造業を取り巻く環境は大きく変化しています。多様な人材が多様な働き方を求める中、DX（デジタルトランスフォーメーション）は、ものづくりの現場を支える「救世主」として、大きな可能性を秘めています。  人手不足や業務の属人化といった課題に対して、デジタル技術を活用することで、より効率的で柔軟な現場づくりが可能になります。  私たちは、未来のものづくりを支えるために、DX人材の育成と社内文化の変革を進めるとともに、地域社会や取引先企業などのステークホルダーと連携し、共に課題を解決する“共創型DX”を推進しています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　当社の重要な意思決定をおこなう取締役会の承認を得て当社ホームページ上に公表しています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進 | | 公表日 | ①　2025年 9月18日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ  　https://www.daihatsu-kyushu.co.jp/company/dx/  　DXビジョン/デジタル技術の活用方策 | | 記載内容抜粋 | ①　デジタル技術で生産性を高め、多様な人材が多様な働き方を選択できる職場づくりを実現し、社会に貢献します。  その実現に向けて、「誰でも」DXに挑戦しやすい環境を構築し、DXへのモチベーションが高い人材を起点に小さな成功を積み重ね共有することで、短期間で社内に大きな変革を引き起こします。  下記のデジタル技術を活用することで工場や間接部門が持つ課題を解決します。  ① 自動化ツールや生成AIを活用した業務の自動・効率化による人手不足の解消  ② 内製開発した画像認識用AIモデルによる品質向上  ③ ナレッジ全社共有×生成AIの連携による属人化の解消  ④ 社内情報の自動集約・分析を活用した状況の可視化、意思決定の迅速化 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　当社の重要な意思決定をおこなう取締役会の承認を得て当社ホームページ上に公表しています。 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DX推進  　DX推進体制/DX人材育成 | | 記載内容抜粋 | ①　・DXビジョンの実現のため、経営管理部内にて推進体制を構築し、トップの経営戦略とシームレスな連携を行います。  □各DXツールの導入・運用支援  □取締役会との定期的なDX進捗共有会を実施  ・全社DX推進のキーマンとして各種DX人材を2029年度までに200人育成を目指し、最終的にはデジタル技術の活用が全社員の日常となるよう人材育成に取り組んでいきます。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DX推進  　環境整備 | | 記載内容抜粋 | ①　IT関連社員だけではなく「誰でも」DXに挑戦しやすい環境を実現し、各部門のDX施策を支援するため、ハードウェア・ソフトウェアの両面からDX基盤の整備を進めていきます。  ＜ハードウェア基盤＞  □無線LAN環境整備、□小型・軽量パソコンの導入、□社外からでも自社環境に接続しやすい環境  ＜ソフトウェア基盤＞  □ワークフローシステム導入、□ローコード開発ツール導入、□生成AIの活用、□全社データマネジメントシステム構築 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進 | | 公表日 | ①　2025年 9月18日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ  　https://www.daihatsu-kyushu.co.jp/company/dx/  　DX推進戦略の達成指標（KPI） | | 記載内容抜粋 | ①　DX推進戦略の達成指標（KPI）を設定し、その推進状況を確認することで、各部門に最適な推進方法を模索し、DXビジョンの達成を目指します。  　・DX基盤の導入：■ハード環境基盤：2026年度末までに導入  　　　　　　　　　 ■ソフト環境基盤：2028年度末までに導入  　・DX人材の育成人数：DX人材を2029年度末までに200人の育成を目指す  　・DX活用事例の共有件数：■2025年度、2026年度：3件/年  　　　　　　　　　　　　　 ■2027年度、2028年度：6件/年  　　　　　　　　　　　　　 ■2029年度～：12件/年 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 9月18日 | | 発信方法 | ①　DX推進  　当社ホームページ  　https://www.daihatsu-kyushu.co.jp/company/dx/  　トップメッセージ | | 発信内容 | ①　私たちは、未来のものづくりを支えるために、DX人材の育成と社内文化の変革を進めるとともに、地域社会や取引先企業などのステークホルダーと連携し、共に課題を解決する“共創型DX”を推進しています。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 8月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2021年 7月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 当社では、情報セキュリティ強化に向けて、トヨタ自動車と連携しながら取り組みを進めています。2016年6月に制定されたトヨタの「情報セキュリティ基本方針」を準用し、「オールトヨタセキュリティガイドライン（ATSG）」に準拠した運用を行っています。  また、情報セキュリティの継続的な維持・向上を目的として、年1回の取り組み状況の点検を実施しています。  サイバーセキュリティに関する技術的対策としては、サポートが終了したOSやソフトウェアの使用を禁止するとともに、機器全般、サーバ、社内外ネットワーク、認証・アクセス管理に対しても、必要な追加対策を講じています。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。